

## （本号の目次）-----

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例
2. 令和 4 年(2022 年)12 月 19 日までに成立した、もしくは公布された法律
3. 12 月の主な発刊書籍一覧(私法部門)
4. 12 月の主な発刊書籍一覧(公法・その他部門)
5. 発刊書籍の解説

## （掲載判例 INDEX）-----

\*「1.法律雑誌等に掲載された主な判例」の要旨及び判決日又は決定日を掲載します。

### （民事法）

【1】賃貸住宅に係る賃料債務等の保証委託及び連帯保証に関する契約書中、賃料等の不払があるときに連帯保証人が無催告で賃貸借契約を解除できる、及び賃貸住宅の明渡しがあったとみなすとする契約条項は、いずれも消費者契約法 10 条に該当すると判示した事例(令和 4 年 12 月 12 日最高裁)

参照条文等:消費者契約法 12 条、10 条

キーワード:消費者契約法 10 条 賃料保証委託 連帯保証人による解除

【2】Y 運営のスーパーの利用客 X は、店舗内のレジ前通路を歩行中、床に落ちていた天ぷらを踏んで転倒し負傷したため、Y に対し安全配慮義務違反を理由に損害賠償を請求するなどしたが、店舗の設置管理の瑕疵が原因ではないなどとして X の請求を棄却した事案(令和 3 年 8 月 4 日東京高裁)

参照条文等:民法 415 条(平成 29 年法律第 44 号改正前)、709 条、717 条 1 項

キーワード:安全配慮義務違反 スーパーマーケット 損害賠償

【3】元夫 Y は、元妻 X 名義の預金は Y の父に帰属し、Y 名義の複数の不動産も父母が取得したもので財産分与の対象ではないと主張したが、一切の事情を考慮し、上記預金及び夫婦共有の不動産の X の持分を Y に分与した上で、Y が X に対し 2800 万円を支払うよう命じた事例(令和 3 年 12 月 24 日東京高裁)

参照条文等:民法 768 条 3 項

キーワード:財産分与 当事者間の衡平 一切の事情

【4】福島第一原子力発電所の事故により、原告は避難生活に伴う精神的苦痛を被り、ふるさと喪失・変容についての精神的苦痛を受けたとして慰謝料と弁護士費用の損害賠償等を求めた事案において、請求を一部認容した事案(令和 4 年 11 月 25 日仙台高裁)

参照条文等:民法 709 条、原子力損害の賠償に関する法律 3 条 1 項

キーワード:原子力発電所の事故 避難生活 精神的苦痛

【5】X は、建物賃貸借契約締結を媒介した Y に対し、X の承諾なく宅建業法 46 条 1 項及び報酬告示の規制を超える額の媒介報酬を受領したことは同条 2 項に違反し無効であるとして、不当利得返還請求に基づき同規制を超える金員の支払を求め、同請求が認容された事例(令和元年 8 月 7 日東京地裁)

参照条文等:宅地建物取引業法 46 条 1 項、2 項、宅地建物取引業者が宅地又は建物の売買等に関して受けることのできる報酬の額第四(平成 26 年国土交通省告示第 172 号改正前)

キーワード:宅建業法 46 条 賃貸借契約の媒介 不当利得返還請求

【6】特定郵便局の郵便局長(原告ら)が、他の局長のコンプライアンス違反を所属する日本郵便(株)に通報したところ、被告らが原告らの所属する局長会の下部組織から除名したり会社の役職の辞任を求めるなどした事案で、慰謝料等の請求が一部認容された事例(令和 3 年 10 月 22 日福岡地裁)

参照条文等:民法 709 条

**キーワード:特定郵便局 局長会 通報**

【7】A 大学の不祥事で国の補助金が減額されたため、X ら(A 大学教授ら)が Y ら(A 大理事長ら)に対し、減額相当分を A 大に支払うよう請求し、また同大理事長の反社会的勢力との交際報道により大学の評判が低下し、X ら個人が精神的苦痛を被ったとしてその損害の賠償を求めたが、請求が棄却された事案(令和 3 年 11 月 30 日東京地裁)

**参照条文等:民法 709 条、719 条 1 項、民法 415 条**

**キーワード:反社会的勢力との交際 大学の評判 補助金の減額相当分の支払**

【8】普天間飛行場を離着陸する米軍航空機の騒音で周辺住民(原告)が被っている生活妨害、健康被害等は受忍限度を超えており、日米地位協定実施に伴う民事特別法 2 条の設置又は管理の瑕疵が同飛行場にあるとして、国に対する慰謝料請求が認容された事案(令和 4 年 3 月 10 日那覇地裁沖縄支部)

**参照条文等:日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第 6 条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う民事特別法 2 条**

**キーワード:受忍限度 普天間飛行場 航空機の騒音**

【9】X と Y は 30 万円の金銭消費貸借契約を締結し、さらに Y が X との月数回の性行為に応ずるとする特約を付すことで利息の利率を年 0.001%とし、特約に違反したときは利息が上がる旨の利息契約を締結したが、上記金銭消費貸借契約は公序良俗に反し無効であるとされた(令和 4 年 6 月 29 日東京簡裁)

**参照条文等:民法 90 条、587 条、利息制限法 1 条、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律 5 条、民事訴訟法 149 条、253 条、280 条**

**キーワード:公序良俗違反 金銭消費貸借契約 無効**

(商事法)

【10】X1 及び X2(X1 が事実上支配する株式会社)が、株式会社 Y1 の設立時及びその後の増資時に発行された株式を引き受け、株主となったと主張し、その確認を求めた事案で、発起設立の場合に発起人以外の者を原始株主として認定できると判示した事例(令和 4 年 2 月 15 日東京地裁)

**参照条文等:会社法 26 条、27 条、121 条、132 条**

**キーワード:発起設立 原始株主 発起人以外の者**

(知的財産)

【11】発明の名称を「電鍍管の製造方法及び電鍍管」とする特許発明に係る特許無効審判請求を不成立とした審決の取消訴訟であって、本件発明 6 及び訂正発明 9 は明確であるということとはできないとして本件発明 6 及び訂正発明 9 に係る本件審決を取り消した事案(令和 4 年 11 月 16 日知財高裁)

**参照条文等:特許法 36 条**

**キーワード:特許発明 明確性 審決の取消し**

【12】発明の名称を「多角形断面線材用ダイス」とする特許発明に係る特許無効審判請求を不成立とした審決の取消訴訟であって、本件発明は明確であるということとはできないとして審決を取り消した事案(令和 4 年 11 月 16 日知財高裁)

**参照条文等:特許法 36 条**

**キーワード:特許発明 明確性 審決の取消し**

【13】原告が著作権を有する新聞記事を、被告が被告社内のイントラネットにアップロードし被告従業員等が閲覧できる状態にしたのは、原告の本件各記事に係る著作権(複製権及び公衆送信権)を侵害するとして原告が被告に損害賠償を求め、請求が認容された事例(令和 4 年 11 月 30 日東京地裁)

**参照条文等:著作権法 2 条 1 項 1 号、2 条 1 項 7 号の 2、2 条 1 項 15 号、10 条 2 項**

**キーワード:新聞記事 アップロード 社内イントラネット**

【14】腹直筋をイメージした女性用下着を販売する原告が、同じく女性用下着を販売する被告の商品は原告商品の形態を模倣した商品であり、その販売は不正競争防止法 2 条 1 項 3 号の不正競争に該当するとして同法 4 条に基づき損害賠償等を求め、請求が認容された事例(令和 4 年 12 月 8 日大阪地裁)

参照条文等:不正競争防止法 2 条 1 項 3 号、4 条

キーワード:不正競争防止法 模倣 損害賠償請求

#### (民事手続)

【15】子の引渡しを命ずる審判を債務名義とする間接強制の方法による子の引渡しの強制執行の申立てが権利の濫用に当たるとした原審の判断に違法があるとされた事例(令和 4 年 11 月 30 日最高裁)

参照条文等:民事執行法 174 条 1 項 2 号、172 条 1 項

キーワード:子の引渡し 間接強制

【16】破産管財人 X が、破産手続開始決定前に破産者 A から一部弁済を受けた債権者 Y に対し支払不能後の弁済であるとして破産法 162 条 1 項 1 号イにより否認し弁済金の支払を求め、請求が認容された事例(令和 3 年 7 月 15 日札幌地裁)

参照条文等:破産法 162 条 1 項 1 号イ、166 条

キーワード:支払不能 否認 一部弁済

#### (刑事法)

【17】被告人は妻 A を窒息死させたとして起訴されたが、被告人は A の自殺を主張。一審裁判所は公訴事実どおりの犯罪事実を認定し原判決も被告の控訴を棄却したが、本判決は A の顔前面の血痕の有無や、それと A の自殺の主張との関係について審理が尽くされていないとして原判決を破棄し、本件を原裁判所に差し戻した(令和 4 年 11 月 21 日最高裁)

参照条文等:刑法 199 条、刑事訴訟法 411 条 1 号、3 号

キーワード:審理不尽 殺人 自殺

【18】被告らは大麻草の種子を植えたが発芽しなかった。これをもって第一審は大麻栽培未遂罪を認めたが、本判決は、「栽培」とは播種から収穫に至るまでの全ての育成行為であり、種子を播種する行為は栽培行為の最重要及び中核的行為だとして大麻栽培既遂罪を認めた(令和 3 年 9 月 28 日東京高裁)

参照条文等:大麻取締法 24 条 1 項、3 項

キーワード:栽培 抽象的危険 既遂

【19】A 党の党首である被告人による、A 党を脱退した B に対する脅迫行為、C 協会の営業秘密を領得した不正競争防止法違反、C 協会の正常な業務の遂行に支障を生じさせた威力業務妨害が 1 審裁判所で認定され、被告人が事実誤認を理由に控訴したが、棄却された事例(令和 4 年 10 月 24 日東京高裁)

参照条文等:刑法 222 条、234 条、不正競争防止法 21 条

キーワード:党首 事実誤認

【20】磁気治療器販売会社の代表取締役会長だった被告人が、同社の業績が好調であるかのように装ったうえ、家庭用磁気治療器の業務提供誘引販売取引契約の代金を支払えば、同契約代金の年利相当分を支払うとともに、同契約をいつでも解約できる旨顧客らを騙し、詐欺罪で起訴された事案。第 1 審判決は被告を懲役 8 年に処し、弁護人が控訴したが棄却された(令和 4 年 11 月 18 日東京高裁)

参照条文等:刑法 246 条

キーワード:業務提供誘引販売取引 詐欺

【21】看護師であった被告人が入院患者 3 名を殺害した殺人事件で、被告人の責任能力が争われた事案。本判決は被告の完全責任能力を認める一方、自閉スペクトラム症の特性ゆえに看護師としての資質に恵まれずその不適格性

を自覚し、うつ状態に陥る等、動機形成過程に汲むべき事情もあったとして、被告人を無期懲役刑に処した(令和 3 年 11 月 9 日横浜地裁)

参照条文等:刑法 39 条、199 条、201 条

キーワード:殺人 責任能力

## (公法)

【22】辺野古埋立問題をめぐるとの係争案件の一つで、地方自治法 255 条の 2 第 1 項 1 号の規定による審査請求に対する裁決について、原処分をした執行機関の所属する行政主体である都道府県は、取消訴訟を提起する適格を有しないと判断された事例(令和 4 年 12 月 8 日最高裁)

参照条文等:地方自治法 255 条の 2 第 1 項 1 号

キーワード:辺野古 審査請求 取消訴訟 適格

【23】健康保険組合が被保険者に対して行う、その親族等が被扶養者に該当しない旨の通知は、健康保険法(平成 26 年法律第 69 号改正前)189 条 1 項所定の被保険者の資格に関する処分に該当するとして、処分性を否定した原判決を破棄した事案(令和 4 年 12 月 13 日最高裁)

参照条文等:健康保険法 189 条 1 項

キーワード:健康保険 要扶養者該当性 処分性

【24】酒気帯び運転で検挙され懲戒免職となり退職手当等の不支給処分を受けた地方公務員が不支給処分の取消しを求めた事案。不支給処分につき市の裁量権の逸脱濫用を認める一方、退職手当の一部の不支給等の新たな支給制限処分をすることは可能として支払請求は棄却(令和 3 年 10 月 15 日福岡高裁)

参照条文等:地方公務員法 29 条 1 項、国家公務員退職手当法 12 条 1 項

キーワード:酒気帯び運転 退職手当不支給処分 地方公務員

【25】A 所有の非木造家屋について、Y 市の市長が課してきた固定資産税に過納付が生じているとして、A を相続した X が国賠法 1 条 1 項に基づき過納金相当額等の損害賠償を求めたところ、違法性判断につき職務基準説が妥当として請求が棄却された事例(令和 3 年 3 月 26 日東京地裁)

参照条文等:国家賠償法 1 条 1 項

キーワード:過納金 違法性 職務基準説

【26】ひとり親として子を養育する身体障害者 X は、障害基礎年金の受給を理由に児童扶養手当の支給が停止されたため、Y(京都府)に対し供給調整規定は無効であり、憲法 14 条、25 条及び国際人権規約に反して無効として処分の取消しを求めたところ、請求が棄却された事例(令和 3 年 4 月 16 日京都地裁)

参照条文等:児童扶養手当法(令和 2 年法律第 40 号改正前)13 条の 2 第 2 項、児童扶養手当施行令(令和 2 年政令第 318 号改正前)6 条の 4、6 条の 3

キーワード:障害基礎年金 児童扶養手当 供給調整

## (社会法)

【27】X が配転命令の拒否を理由に懲戒解雇されたことにつき、その無効を求めた事案。本判決は、本件配転命令につき通常甘受すべき程度を著しく超える不利益があるということとはできないとして、配転命令は有効で配転命令に応じない X の解雇には合理性があり、懲戒権の濫用に当たらないとした(令和 3 年 11 月 29 日大阪地裁)

参照条文等:労働契約法 3 条、15 条、民法 709 条

キーワード:配転命令 懲戒解雇

## 1. 法律雑誌等に掲載された主な判例

(民事法)

### 【1】最一判令和4年12月12日 裁判所 HP

令和3年(受)第987号 消費者契約法12条に基づく差止等請求事件(一部破棄自判・一部棄却)

[https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/599/091599\\_hanrei.pdf](https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/599/091599_hanrei.pdf)

(裁判要旨)

1 賃貸住宅に係る賃料債務等の保証委託及び連帯保証に関する契約書中の、賃料等の不払があるときに連帯保証人 Y が無催告にて賃貸借契約を解除することができる旨を定める条項(以下、「条項 1」という。)は、消費者契約法10条に規定する条項に該当するとした。

2 賃貸住宅に係る賃料債務等の保証委託及び連帯保証に関する契約書中の、賃料等の不払等の事情が存するときに連帯保証人 Y が賃貸住宅の明渡しがあったものとみなすことができる旨を定める条項(以下、「条項 2」という。)は、消費者契約法10条に規定する条項に該当するとした。

(理由)

1 条項1は、賃借人が支払を怠った賃料等の合計額が賃料3か月分以上に達した場合、Yが何らの限定なく原契約につき無催告で解除権を行使することができるものとしている点において、任意規定の適用による場合に比し、消費者である賃借人の権利を制限するものであり、原契約の当事者でもないYがその一存で何らの限定なく原契約につき無催告で解除権を行使することができるとするものであるから、賃借人が重大な不利益を被るおそれがある。

2 Yが条項2に基づいて本件建物の明渡しがあったものとみなしたときは、賃借人は、本件建物に対する使用収益権が消滅していないのに、原契約の当事者でもないYの一存で、その使用収益権が制限されることとなるため、条項2は、この点において、任意規定の適用による場合に比し、消費者である賃借人の権利を制限するものというべきである。そして、このようなときには、賃借人は、賃貸人が賃借人に対して本件建物の明渡し請求権を有し、これが法定の手続によらずに実現されたのと同様の状態に置かれるのであって、著しく不当というべきである。

参照条文等:消費者契約法12条、10条

### 【2】東京高判令和3年8月4日 判例タイムズ1501号90頁

令和3年(ネ)第263号、令和3年(ネ)第2404号 損害賠償請求控訴、同附帯控訴事件(原判決変更、請求棄却、上告、上告受理申立(後上告却下、上告受理申立不受理))

[https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/670/090670\\_hanrei.pdf](https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/670/090670_hanrei.pdf)

Y 運営のスーパーマーケットの利用客 X(33歳男性)は店舗内のレジ前通路を歩行中、床に落ちていたかぼちゃの天ぷらを踏んで転倒し負傷したため、Yに対し、信義則に基づく安全配慮義務に違反したとして不法行為又は債務不履行に基づき損害賠償を求め、選択的に、天ぷらが落ちていて床が滑りやすい状態にあったのを放置しており、店舗の設置又は保存に瑕疵があったとして、民法717条1項に基づき損害賠償を求めた。

本判決は、上記天ぷらを落としたのは利用客であり少なくとも長時間放置されていたものとは認められないこと、消費者庁の文書によると店舗内の転倒事故は雨天時等の床濡れによるものが大半でありレジ付近の通路は落下物による転倒事故が発生しやすい場所としてはあげられておらず、Yにおいても店長の知る限り同様の事故が発生したことはなかったこと、通路は見通しが良く利用客も落下物を回避することは特に困難ではないこと等の事情を指摘した上で、レジ前通路に上記天ぷらのような商品を利用客が落とすことは通常想定し難く、予めそのような落下物による転倒事故が起きることを想定して従業員に目視により確認させたり巡回させたりするなどの安全確認措置を講じるべき法的義務があったとは認められないので安全配慮義務違反は認められず、店舗の設置管理に瑕疵があることによって上記事故が発生したとも認められないとして請求を棄却した。

参照条文等:民法415条(平成29年法律第44号改正前)、709条、717条1項

### 【3】東京高決令和3年12月24日 判例タイムズ1501号94頁

#### 令和3年(ラ)第2197号 財産分与審判に対する抗告事件(変更、確定)

財産分与において元夫 Y は、元妻 X 名義の預金(約 1800 万円)は Y の父が入金し管理していたので父の財産である、Y 名義の複数の不動産も父母が購入したか資金援助して取得したものであるため財産分与の対象とはならないと主張した。Y の父は A 社、母は B 社の代表取締役であり、X は婚姻後 A 社で数年間従業員として働き、A 社 B 社の各取締役として登記されていた。本決定は、上記預金は Y の父が X 名義で開設した口座に X の役員報酬等の名目で支給された金員を入金し通帳及び取引印を管理していたものであるが、X の従業員としての稼働の事実や取締役の地位が認められること、稼働実態がないのに支払われた取締役報酬が含まれていたとしてもそれは夫婦の生活支援として入金(贈与等)していたものと推認されることから、夫婦共有財産として財産分与の対象財産と認められるとしたが、同預金のほか Y 名義の複数の不動産には父母が夫婦の生活支援という目的で夫婦名義で取得した財産が相当額含まれており、その全てが夫婦の協力によって得たものとはいえず、このような事情を「一切の事情」(民法 768 条 3 項)として考慮するのが財産分与における当事者間の衡平を図る上で必要かつ合理的であるとし、上記預金及び夫婦共有の不動産の X の持分を Y に分与した上で、Y が X に対し 2800 万円を支払うよう命じた。

参照条文等:民法 768 条 3 項

### 【4】仙台高判令和4年11月25日 裁判所 HP

#### 令和2年(ネ)第409号 損害賠償請求控訴事件(原判決変更、一部認容)

[https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/596/091596\\_hanrei.pdf](https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/596/091596_hanrei.pdf)

福島第一原子力発電所の事故に伴う、避難生活に伴う精神的苦痛とふるさと(故郷)喪失・変容についての精神的苦痛に対する慰謝料と弁護士費用の損害賠償等を求めた事案。

控訴審裁判所は、慰謝料の算定にあたり、原子力発電所における原子炉損傷と水素爆発による大量の放射性物質の拡散という重大な事故により、(1)深刻な放射線被害の具体的な危険に直面し、突然住み慣れた生活を失って避難せざるを得なくなった精神的苦痛、(2)更に長期間の避難生活の継続を余儀なくされた精神的苦痛、(3)故郷が変容してしまった結果として地域社会における共同生活の利益を失ったことによる有形、無形の損害ないし精神的苦痛をそれぞれ考慮し、原審とは異なり、避難指示解除準備区域から避難した原告には一律に 1100 万円の慰謝料を認め、既払金 850 万円を控除した残額 250 万円に弁護士費用 25 万円を加えた 275 万円の損害賠償を認め、緊急時避難準備区域から避難した原告には一律に 300 万円の慰謝料を認め、既払金 180 万円を控除した残額 120 万円に弁護士費用 12 万円を加えた 132 万円の損害賠償を認めた。

参照条文等:民法 709 条、原子力損害の賠償に関する法律 3 条 1 項

### 【5】東京地判令和元年8月7日 判例タイムズ1501号242頁

#### 平成30年(レ)第818号 不当利得返還請求控訴事件(変更、上告(後上告棄却))

X は、建物賃貸借契約締結を媒介した Y に対し、X の承諾なく宅建業法 46 条 1 項及び報酬告示の規制を超える額の媒介報酬を受領したことは同条 2 項に違反し無効であるとして、不当利得返還請求に基づき同規制を超える 11 万 8125 円の支払を求めた。

本判決は、報酬告示に「当該媒介の依頼を受けるにあたって当該依頼者の承諾を得ている場合」に例外的に規制を超えることができるとしている趣旨は、媒介報酬額を提示されることなく媒介を依頼し宅建業者により賃貸借契約の成立に向けた手続が進んだ状態で報酬額を提示された場合、依頼者がこれを承諾してもそれは提示を拒絶することが困難な心理状態下でなされたものであり自由な意思に基づく承諾とはいえないことから、媒介の依頼を受ける段階で報酬額に関する依頼者の承諾が必要としたものであるとした。そのうえで、本件では、媒介契約成立後に規制を超える媒介報酬額について X の承諾を得たとしても上記告示に定める承諾を得たとはいえず、宅建業法 46 条 1 項、2 項は強行法規であって告示所定の最高額を超える契約部分は無効であるとして X の請求を認容した。

参照条文等:宅地建物取引業法 46 条 1 項、2 項、宅地建物取引業者が宅地又は建物の売買等に関して受けることができる報酬の額第四(平成 26 年国土交通省告示第 172 号改正前)

**【6】福岡地判令和 3 年 10 月 22 日 判例時報 2534 号 81 頁**

令和元年(ワ)第 3572 号 損害賠償請求事件(一部認容、一部棄却(確定))

[https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/737/090737\\_hanrei.pdf](https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/737/090737_hanrei.pdf)

郵政民営化前の特定郵便局の局長で構成される局長会という任意団体の下部組織である同一の地区会に所属していた日本郵便(株)(以下「会社」という。)に勤務する郵便局長のうちの数名(原告ら)が、会社に対し、同じく郵便局長である被告 Y1 の子で郵便局長である A についてコンプライアンス違反がある旨の内部通報をしたことに関して、(1)Y1 が原告らに内部通報への関与の有無について回答を強要した、(2)Y2 が原告らを地区会から除名したり、Y2 及び Y3(いずれも郵便局長)が会社の役職を辞任するよう求めるなどした、と主張し、これらは違法であり不法行為に当たるとして、慰謝料等を請求し、原告らの請求が一部認容された事案。

裁判所は、(1)につき、会社における内部通報制度は、その秘匿性が担保され、これをした者には厳正に対処することとされていたのであるから、内部通報をした者を特定しようとするは許されない、被告 Y1 は原告らの人事評価等の権限を有し、会社の人事に相当程度の影響力を有していたのであるから、内部通報をした者を特定しようとする Y1 の行為は違法である、と判示した。また、(2)につき、会社の役職は、ほとんどの場合、局長会に特定の役職を有する者が選任されるから、局長会の役職を辞任するよう求める行為は、会社の役職の辞任を求めるものと同視するのが相当であると判示し、原告らを地区会から除名処分とする旨の議題を地区会の臨時総会に提出し、これまでとは異なる特別な議決方法等を実施した行為や、Y2 及び Y3 が原告らに対し局長会や会社の役職を辞するよう求めるなどした行為について、不法行為上の違法性を認めた。

参照条文等:民法 709 条

**【7】東京地判令和 3 年 11 月 30 日 判例時報 2533 号 31 頁**

令和 1 年(ワ)第 26858 号 損害賠償請求事件(一部却下、一部棄却(確定))

本件は、学校法人 A 大学の教授又は非常勤講師の職歴ある個人 X ら及び個人 X らを含む会員によって構成される団体が当事者となり、A 大の理事長、学長又は理事等である Y らに対し、同人らがいわゆる A 大アメフト事件に係る適切な事後対応等をせず、また、医学部入試不正問題を生じさせるなど、A 大に対する善管注意義務違反行為等があったために、国からの補助金を減額されたとして、債務不履行又は共同不法行為に基づき、連帯して、減額相当分の一部である 3 億 5000 万円等を A 大に支払うよう求め(請求 1)、前記事件についての Y らの一連の行為や理事長と反社会的勢力との交際をうかがわせる報道等に適切な反論を行わなかった等により、A 大の評判を低下させ、その結果、個人 X らの愛校心が侵害され、精神的苦痛を被ったとして、不法行為に基づき、連帯して 5 万 5000 円等を個人 X らに支払うよう求めた(請求 2)事案である。

本判決は、請求 1 は、A 大と Y ら間の債務不履行又は共同不法行為に基づく損害賠償請求権の存否の確定を求めるものであるから、法定訴訟担当にも任意的訴訟担当にも該当しない X らに当事者適格はないとして請求を却下し、請求 2 について、社会的評価の低下により権利が侵害される主体は、大学であり、そこに所属する者にもたらされる不快感屈辱感といった感情について、それを被侵害利益として直ちに損害賠償を請求し得るほどに十分に強固な利益と解することはできず不法行為は成立しないとして棄却した。

参照条文等:民法 709 条、719 条 1 項、民法 415 条

**【8】那覇地沖縄支判令和 4 年 3 月 10 日 判例時報 2534 号 5 頁**

平成 30 年(ワ)第 201 号(第 1 事件)・令和 2 年(ワ)第 33 号(第 2 事件) 損害賠償請求事件(一部認容、一部棄却(控訴))(普天間米軍航空機騒音国賠訴訟第 1 審判決)

[https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/354/091354\\_hanrei.pdf](https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/354/091354_hanrei.pdf)

普天間飛行場を離発着する米軍の航空機等の騒音等により周辺住民が被っている生活妨害、睡眠妨害、健康被害、精神的被害等の被害は社会生活上受忍すべき限度を超えており、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第 6 条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う民事特別法 2 条にいう設置又は管理の瑕疵が同飛行場にあるとして、周辺住民(原告ら)が国に対し慰謝料請求をした事案。

裁判所は、航空機騒音に関する最高裁判例(最高裁大法廷昭和 56 年 12 月 16 日判決:民集 35・10・1369 や最高裁第一小法廷平成 5 年 2 月 25 日判決:民集 47・2・643 等)の判断枠組みを前提に検討し、原告らが暴露されている航空機騒音の程度は相当大きいものであり、原告らの被侵害利益の性質及び内容は法律上保護されるべき重要なものであるとして、米軍機の運航活動の公共性及び公益上の必要性を考慮しても、原告らが被っている法的利益の侵害は社会生活上受忍すべき限度を超えており、同飛行場に設置又は管理の瑕疵があるとして、国に対し慰謝料の支払を命じた。

参照条文等:日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第 6 条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う民事特別法 2 条

#### 【9】東京簡判令和 4 年 6 月 29 日 金法 2199 号 101 頁

令和 4 年(八)第 11830 号 貸金請求事件(請求棄却)

X は Y に対して、最終弁済期を約 2 年後として 30 万円を貸し付けたが、その際、貸付の条件として、利息を年 0.001%とする代わりに月数回会って性行為に応じることを含むデートをすることの特約を締結し、Y が上記特約に違反したときは利息が上がる旨を約定した。本件は、Y が上記特約によるデートに応じなかったため、X が Y に対し、元金 30 万円及びこれと同額の 30 万円の利息の支払を求める支払督促の申立てをしたところ、Y が督促異議を申し立てたため、訴訟に移行した事案である。

本判決は、X と Y 間の、30 万円の金銭消費貸借契約および月数回会ってデートすることの特約を付すことで利息の利率を年 0.001%とするが特約に違反したときは利息が上がる旨の利息契約は、X にとって特約を締結すること自体が金銭消費貸借契約締結の目的であって特約の内容が性道徳に反すること、実質上利息と評価される特約に違反したことを理由に請求する 30 万円の利息が利息制限法 1 条のみならず出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律 5 条に大幅に違反してきわめて違法性が高いこと、特約締結の目的に加えて特約内容が金銭消費貸借契約の核心をなす本質的要素であることを考慮すると、上記金銭消費貸借契約は公序良俗に反し無効であると判示した。

参照条文等:民法 90 条、587 条、利息制限法 1 条、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律 5 条、民事訴訟法 149 条、253 条、280 条

(商事法)

#### 【10】東京地判令和 4 年 2 月 15 日 金法 2198 号 88 頁

令和 2 年(ワ)第 7826 号 株主権確認等請求事件(請求認容)

本件は、X1 および X2(X1 が事実上支配する株式会社)が、株式会社 Y1 の設立時およびその後の 5 回の増資時に発行された株式を引き受け、株主となったと主張して、これを争う Y1 および Y2(当該株式の名義上の株主)に対し、X1 および X2 が Y1 の株主であることの確認を求めるとともに、Y1 に対し、その株主名簿に会社法 121 条の株主名簿記載事項を記載することを求める事案である。特に、発起設立の場合に発起人以外の者を原始株主として認定することができるかが争点となった。

本判決は、発起設立の場合においても定款の作成と株式の引受けが結合されていることなどはないから、発起人以外の者を原始株主として認定することは可能であるとして、設立時および増資時のいずれの株式についても、他

人の承諾を得てその名義を用いて株式を引き受けた場合においては、その名義人、すなわち名義貸与者ではなく、実質上の引受人、すなわち名義借用者が、その株主となるとの解釈を示した。その上で、Xらは、自らが株式会社の株主となる意思で払込金の原資を出捐し、その後も実質的株主としてその権利を行使してきたこと、一方、名義人であるY2は、自らは株式を引き受けるのではなく、単に名義を貸すにすぎないと認識して、名義上の株主となったことを認定して、XらがY1の株主であると認め、Xらの各請求をいずれも認容した。

参照条文等:会社法 26 条、27 条、121 条、132 条

(知的財産)

**[11]知財高判令和 4 年 11 月 16 日 裁判所 HP**

令和 3 年(行ケ)第 10140 号 審決取消請求事件 特許権 行政訴訟(一部認容)

[https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/552/091552\\_hanrei.pdf](https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/552/091552_hanrei.pdf)

発明の名称を「電鍍管の製造方法及び電鍍管」とする特許発明に係る特許無効審判請求を不成立とした審決の取消訴訟であって、本件発明 6 及び訂正発明 9 は明確であるということとはできないとして、本件発明 6 及び訂正発明 9 に係る本件審決を取り消した事案。

物の発明についての特許に係る特許請求の範囲にその物の製造方法が記載されている場合において、特許請求の範囲の記載が特許法 36 条 6 項 2 号にいう「発明が明確であること」という要件に適合するといえるのは、出願時において当該物をその構造又は特性により直接特定することが不可能であるか、又はおよそ实际的でないという事情が存在するときに限られる(最高裁判所平成 24 年(受)第 1204 号同 27 年 6 月 5 日第二小法廷判決・民集 69 卷 4 号 700 頁)。

もっとも、上記のように解釈される趣旨は、物の発明について、その特許請求の範囲にその物の製造方法が記載されている場合(プロダクト・バイ・プロセス・クレーム)、当該発明の技術的範囲は当該製造方法により製造された物と構造、特性等が同一である物として確定されること(前掲最高裁判決)、一般的には、当該製造方法が当該物のどのような構造又は特性を表しているのか、又は物の発明であってもその発明の技術的範囲を当該製造方法により製造された物に限定しているか不明であり、特許請求の範囲等の記載を読む者において、当該発明の内容を明確に理解することができず、権利者がその範囲において独占権を有するののかについて予測可能性を奪う結果となり、第三者の利益が不当に害されることが生じかねないところにある。そうすると、物の発明についての特許に係る特許請求の範囲にその物の製造方法が記載されている場合であっても、上記一般的な場合と異なり、出願時において当該製造方法により製造される物がどのような構造又は特性を表しているのかが、特許請求の範囲、明細書、図面の記載や技術常識より一義的に明らかな場合には、第三者の利益が不当に害されることはないから、不可能・非実際の事情がないとしても、明確性要件違反には当たらないと解される。

そこで、本件発明 6 及び訂正発明 9 の製造方法により製造された電鍍管の構造又は特性、具体的には被告が主張する電鍍管の内面精度が、一義的に明らかであるか否かについて検討するに、本件発明 6 及び訂正発明 9 の製造方法により製造された電鍍管の構造又は特性が一義的に明らかであるとはいえない。

以上から、本件発明 6 及び訂正発明 9 が明確であるといえるためには、本件出願時において、本件発明 6 及び訂正発明 9 の電鍍管をその構造又は特性により直接特定することについて不可能・非実際の事情が存在するときに限られるところ、被告はこのような事情が存在しないことは認めているので、本件発明 6 及び訂正発明 9 は明確であるということとはできない。

参照条文等:特許法 36 条

**[12]知財高判令和 4 年 11 月 16 日 裁判所 HP**

令和 4 年(行ケ)第 10019 号 審決取消請求事件 特許権 行政訴訟(認容)

[https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/532/091532\\_hanrei.pdf](https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/532/091532_hanrei.pdf)

発明の名称を「多角形断面線材用ダイス」とする特許発明に係る特許無効審判請求を不成立とした審決の取消訴訟であって、本件発明は明確であるということとはできないとして、審決を取り消した事案。

本件明細書における「略多角形」の定義にも照らすと、本件各発明の「略多角形」とは、本件各発明の効果(開口部の角部に潤滑剤がたまりにくくなること)を得るため、「基礎となる多角形断面」の角部の全部又は一部を円弧、鈍角の集合又は自由曲線に置き換えた(角部を丸めた)図形をいうものと解することができる。そして、「基礎となる多角形断面」とは、従来技術における開口部(角部を丸める積極的な処理をしていないもの)の断面を指すものと解されるから、結局、本件各発明の「略多角形」とは、本件各発明の上記効果を得るため、その角部を丸める積極的な処理をしていない開口部につき、その角部の全部又は一部を丸める積極的な処理をした図形をいうものと一応解することができる。

本件各発明の「略多角形」は、「基礎となる多角形断面」の角部の全部又は一部を丸めた図形をいうものと一応解されるから、両者は、明確に区別されるべきものである。しかし、ワイヤー放電により、その断面形状が多角形である開口部を形成するくり抜き加工をした場合、開口部の角部には、不可避免的に丸みが生じるものと認められる。そうすると、「基礎となる多角形断面」も、くり抜き加工をした後の開口部の断面である以上、角部が丸まった多角形の断面であることがあり、その場合、客観的な形状からは、「略多角形」の断面と区別がつかない。

また、ワイヤー放電により、その断面形状が多角形である開口部を形成するくり抜き加工をした場合、開口部の角部には不可避免的に丸みが生じるから、「基礎となる多角形断面」の角部を丸めるための積極的な処理をしようとして、開口部がくり抜き加工のされた後のものである以上、開口部の角部には、全て丸みがあり得ることになる。そして、開口部の角部の丸みについては、その曲率半径がどの程度まで小さければ不可避免的に生じる丸みであるといえ、どの程度より大きければ積極的に角部を丸める処理をしたものであるといえるのかを客観的に判断する基準はないし、また、当該曲率半径がどの程度を超えれば本件各発明の効果(開口部の角部に潤滑剤がたまりにくくなること)が得られるのか、客観的に明らかとはいえない。

以上のとおり、本件各発明の「略多角形」とは、本件各発明の効果(開口部の角部に潤滑剤がたまりにくくなること)を得るため、その角部を丸める積極的な処理をしていない開口部につき、その角部の全部又は一部を丸める積極的な処理をした図形をいうものと一応解することができるものの、客観的な形状からは、本件各発明の「略多角形」と「基礎となる多角形断面」とを区別することができず、また、「基礎となる多角形断面」の角部にどの程度の大きさの丸みを帯びさせたものが本件各発明の「略多角形」に該当するのかも明らかでなく、本件各発明の技術的範囲は明らかでないというほかないから、本件各発明の「略多角形」は、第三者の利益が不当に害されるほどに不明確であると評価せざるを得ない。

参照条文等:特許法 36 条

### 【13】東京地判令和 4 年 11 月 30 日 裁判所 HP

令和 2 年(ワ)第 12348 号 損害賠償請求事件 著作権 民事訴訟 (認容)

[https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/564/091564\\_hanrei.pdf](https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/564/091564_hanrei.pdf)

原告が著作権を有する新聞記事(本件各記事)につき、被告が、これらの画像データを作成して記録媒体に保存した上、当該画像データを被告社内のイントラネット上にアップロードして被告従業員等が閲覧できる状態に置いたこと(本件被告行為)は、原告の本件各記事に係る著作権(複製権及び公衆送信権)を侵害する旨を主張して、原告が、被告に対し、不法行為に基づく損害賠償等を求めた事案。

証拠によれば、本件各記事は、いずれも、担当記者が、その取材結果に基づき、記事内容を分かりやすく要約したタイトルを付し、当該記事のテーマに関する直接的な事実関係を端的に記述すると共に、関連する事項として盛り込むべき事項の選択、記事の展開の仕方、文章表現の方法等についても、各記者の表現上の工夫を凝らして作成したものであることがうかがわれる。したがって、本件各記事は、いずれも「思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの」すなわち著作物(著作権法 2 条 1 項 1 号)と認められるので

あって、「事実の伝達にすぎない雑報及び時事の報道」(10条2項)には当たらない。

これに対し、被告は、本件各記事は著作物に当たらないと主張する。しかし、著作物といえるための創作性の程度については、高度な芸術性や独創性まで要するものではなく、作成者の何らかの個性が発揮されていれば足りる。このような意味での創作性は、内容における虚構性を当然の要素ないし前提とするものではないから、新聞記事がその性質上正確性を求められることと何ら矛盾せず、両立し得るものである。この点に関する被告の主張は採用できない。

以上のとおり、本件各記事はいずれも著作物であるところ、いずれも、原告の発意に基づいて原告の従業員である各担当記者が職務上作成し、原告名義で公表されたものである。したがって、本件各記事については、いずれも、原告が著作者として著作権を有する。

本件被告行為は、原告の本件各記事に係る著作権(複製権及び公衆送信権)を侵害するものといえる。そして、本件各記事の内容や被告の行為態様等に照らすと、被告には、本件各記事に係る原告の著作権の侵害につき、少なくとも過失が認められる、として原告の請求は認容された。

参照条文等:著作権法2条1項1号、2条1項7号の2、2条1項15号、10条2項

#### 【14】大阪地判令和4年12月8日 裁判所 HP

令和1年(ワ)第11484号 損害賠償請求事件 不正競争 民事訴訟(認容)

[https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/609/091609\\_hanrei.pdf](https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/609/091609_hanrei.pdf)

腹直筋(シックスパック)をイメージした女性用下着(原告商品)を販売する原告が、被告商品である女性用下着を販売する被告に対し、被告商品は原告商品の形態を模倣した商品であり、被告による被告商品の販売は、不正競争防止法2条1項3号の不正競争(商品形態模倣行為)に該当すると主張して、同法4条に基づき、損害賠償等を求めた事案。

証拠によれば、原告商品は、平成29年12月22日に商品名及び仕様が確定し、平成30年2月1日以降、カタログ通販により販売されていたものであり、被告商品は、同年7月21日以降に発注され、同年11月6日以降に輸入され、同年12月頃から販売されたものであることが認められるから、原告と同業者である被告において、原告商品に依拠して被告商品を製作することは可能であったといえる。

また、被告商品の商品全体の形態は原告商品と酷似し、被告商品の形態は原告商品の形態と実質的に同一である。他方で、腹直筋(シックスパック)をイメージした下着は、他社においても複数販売されているものの、いずれも、原告商品とは商品全体の印象が異なり、被告商品のように原告商品と酷似したものはない。

さらに、被告は、平成29年夏頃、中国の製造業者に希望する機能やイメージを伝えて当該業者がすでに製造している商品(サンプル)を基にデザインを完成させた旨の主張をするものの、その経緯についての説明は具体性に乏しく、その後商品の発売までに1年以上が経過していることも不自然である。デザインの創作過程を裏付ける指示書や提案書その他の製造業者とのやり取りに係る証拠はなく、被告代表者が供述するように製造業者に抽象的に機能やイメージを電話で伝えただけで、偶然に原告商品に酷似した被告商品が製作されたとは考え難い。

本判決は、これらの事情を総合考慮すると、被告商品は、原告商品に依拠して作り出されたものと認められ、被告商品は原告商品の形態に依拠して作り出された実質的に原告商品と同一の形態の商品といえるとして原告の請求を認容した。

参照条文等:不正競争防止法2条1項3号、4条

#### (民事手続)

#### 【15】最三決令和4年11月30日 裁判所 HP

令和3年(許)第17号 間接強制決定に対する執行抗告審の取消決定に対する許可抗告事件(破棄自判)

[https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/563/091563\\_hanrei.pdf](https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/563/091563_hanrei.pdf)

(裁判要旨)

子の引渡しを命ずる審判を債務名義とする間接強制の方法による子の引渡しの強制執行の申立てが権利の濫用に当たるとした原審の判断に違法があるとされた事例

(理由)

子の引渡しを命ずる審判がされた場合、当該子が債権者に引き渡されることを拒絶する意思を表明していることは、直ちに当該審判を債務名義とする間接強制決定をすることを妨げる理由となるものではないと解される(最高裁平成30年(許)第13号同31年4月26日第三小法廷決定・裁判集民事261号247頁参照)。

原審は、上記意思が現在における長男の真意であると認められ、長男の心身に有害な影響を及ぼすことのないように配慮しつつ長男の引渡しを実現するため合理的に必要と考えられる相手方の行為を具体的に想定することが困難であるとして、本件申立てが権利の濫用に当たるというが、本件審判の確定から約2か月の間に2回にわたり長男が原告人に引き渡されることを拒絶する言動をしたにとどまる本件の事実関係の下においては、そのようにいうことはできない。

参照条文等:民事執行法174条1項2号、172条1項

【16】札幌地判令和3年7月15日判例タイムズ1501号206頁

令和2年(ワ)第2922号否認権行使による弁済金返還請求事件(認容、控訴(後控訴棄却、上告、上告受理申立〔後上告却下、上告受理申立不受理〕))

[https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/283/091283\\_hanrei.pdf](https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/283/091283_hanrei.pdf)

破産管財人Xは、破産手続開始決定前の平成28年10月13日に破産者Aから一部弁済を受けた債権者Yに対し、支払不能後の弁済であるとして破産法162条1項1号イにより否認し弁済金43万6350円の支払を求めた。Yは(1)上記弁済時にAの支払不能を知らなかった、(2)(破産法166条は破産申立てから1年以上前にした行為は支払停止後にされたものであること又は支払停止を知っていたことを理由として否認できないとしているところ)本件の破産申立ては平成30年12月27日であり破産法166条の類推適用により否認できない旨争った。

本判決は、(1)Yの悪意を認めた上で、(2)支払停止は一回的行為として支払不能を外部に表明するものであり、支払不能の徴表としては不確実であるから、無制限に遡って支払停止を要件とする否認を認めると取引を長期間にわたって不安定な状態に置くことになるため同法166条により制限を設けているものであり、支払不能は弁済能力の欠乏により債務を一般的継続的に弁済できない客観的な状態を意味するので1年以上前に遡って否認を認めても不当に取引の安全を害しないと判示し、相殺禁止の除外原因を定めた同法71条2項3号及び同法72条2項3号との関係については、当然に同一に扱うべきとはいえないとし、同法166条の類推適用を否定し、請求を認容した。

参照条文等:破産法162条1項1号イ、166条

(刑事法)

【17】最一判令和4年11月21日裁判所HP

令和3年(あ)第319号殺人被告事件(原判決破棄、差戻)

[https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/536/091536\\_hanrei.pdf](https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/536/091536_hanrei.pdf)

(事案)

被告人は、被告人方において、妻Aに対し、殺意をもってその頸部を圧迫し、Aを頸部圧迫による窒息により死亡させた行為で起訴された。第1審判決において、Aの死因は被告人が頸部を圧迫したことによる他殺であるか、または、A自身が首をつったことによる自殺であるかという事件性の有無が争点とされた中で、検察官は、被告人がAの頸部を圧迫して窒息させ、その後Aを階段から落下させるなどの偽装工作を行ったと主張したが、弁護人は、Aが階段の手すりに被告人のジャケットを巻き付け、それに首を通して自殺を図っていたと主張した。なお、Aは前頸

部挫裂創を負っていたが、これは死因でないことに争いはなかった。

1 審裁判所は公訴事実どおりの犯罪事実を認定し、被告人を懲役 11 年に処した。被告人が控訴し、事実誤認等主張したが、原判決は、第 1 審判決の判断を是認し、控訴を棄却した。

(判旨)

原判決は、A は自殺したという被告人の主張を前提とすると、A は前頸部挫裂創を負った後も、自殺に向けた行動を起こしたことになり、痛みなどから傷に手を当て、血液を拭うなどするはずであり、そうしないかぎり顔の前面に血液が流れるはずであるが、そのような痕跡がないから、A は前頸部挫裂創を負った時点で意識を消失してそのまま死亡したと推認され、自殺ではないとして第 1 審判決を是認した。しかし、原審では、A の顔前面の血痕の有無は争点とされず、原審の証拠写真は不鮮明であり、A の顔前面の血痕の有無を判断する根拠となり得る証拠は取り調べられていない。仮に A の顔前面の血痕があるとすれば、A の自殺の主張を排斥する主要な根拠が失われる。そうすると、原判決には、A の顔前面の血痕の有無や、それと A の自殺の主張との関係について、審理が尽くされたとは言いがたい。よって、刑訴法 411 条 1 号、3 号により原判決を破棄し、同法 413 条本文に従い、更に必要な審理を尽くさせるため、本件を原裁判所に差し戻す。

参照条文等:刑法 199 条、刑訴法 411 条 1 号、3 号

**【18】東京高判令和 3 年 9 月 28 日 判例タイムズ 1501 号 104 頁**

令和 2 年(う)第 1708 号、令和 2 年(う)第 1938 号 X に対する大麻取締法違反、出入国管理及び難民認定法違反被告事件、Y に対する大麻取締法違反被告事件(破棄自判、確定)

[https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/978/090978\\_hanrei.pdf](https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/978/090978_hanrei.pdf)

被告人 XY は、育苗用ポット、肥料、培養土、扇風機、植物育成用ランプ等を購入し、X 方にてこれらを利用して準備した鉢植の地中に大麻草の種子を 1 個ずつ埋め、透明ケースの上部に植物育成用ランプと扇風機を設置し適度に新鮮な空気を送る仕組みを作り水やりをしていたが発芽しなかった。

第 1 審は大麻栽培未遂罪を認めたが、本判決は、大麻取締法の立法趣旨は大麻の濫用による国民の保健衛生上の危害の防止であり、大麻栽培罪の構成要件は「大麻を栽培した者は」と規定するにとどまり発芽その他一定の成長段階に至ったことや上記危害の発生を構成要件要素としていないので、抽象的危険犯であると判示した。

そして、既遂の時期はこのような立法趣旨や法的性質を踏まえ文理に則した解釈がなされるべきあるとし、植物が播種から発芽、開花を経て結実し種子を残すという性質から、「栽培」とは「播種から収穫に至るまでの全ての育成行為」といい、「播種」とは植物が発芽生育できる環境下で種子を地中に埋める等の行為をいうと判示し、大麻草の種子を播種する行為は栽培行為の最重要及び中核的行為であって上記抽象的危険が生じるといえるので、播種する行為が終了した時点で既遂となると判断し、XY に大麻栽培既遂罪を認めた。

参照条文等:大麻取締法 24 条 1 項、3 項

**【19】東京高判令和 4 年 10 月 24 日 裁判所 HP**

令和 4 年(う)第 276 号 脅迫、不正競争防止法違反、威力業務妨害被告事件(控訴棄却)

[https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/560/091560\\_hanrei.pdf](https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/560/091560_hanrei.pdf)

(事案)

A 党の党首の被告人は、(1)A 党を脱退した B の携帯電話機に、「お前が議員辞めるまで徹底的に YouTube で叩き続ける」と送信し、YouTube に「B、こいつはもう許しません。」「徹底的にこいつの人生、僕が潰しに行きます。」「徹底的にしばくからな。」などの動画を投稿し、さらに、B の Facebook のアカウント宛てに、「おまえ、歩けないくらい YouTube でディスりまくり続けるからな!」などと記載したメッセージを送信して脅迫し(脅迫)、(2)C 協会から営業秘密である受信契約締結者等の情報を示されていた共犯者と共謀の上、共犯者が C 協会から貸与していた機器から受信契約者等の情報を画面に表示させ、被告人がビデオカメラで撮影し、その複製を作成し、C 協会の営業

秘密を領得した(不正競争防止法違反)、(3)C 協会に電話をかけ、C 協会職員に対し、「C 協会さんが僕にくれた個人情報まき散らしていいかな。」「C 協会が委託した会社の社員から個人情報を預かっております。」などと申し向け、街頭宣伝車の拡声器で不特定多数の C 協会職員に了知させ、C 協会内で、C 協会職員に対し、「私のところに個人情報がありますよね。」「あれ、出したらまずいんですよ。」「俺会長と話したい。」「14 日以内に何のリアクションがないようでしたら先のこちらの人質となっている個人情報を拡散します。」などと申し向け、さらに、YouTube に、上記(2)で撮影した原動画の修正動画を投稿し、C 協会の正常な業務の遂行に支障を生じさせた(威力業務妨害)。

第 1 審裁判所は、被告人の(1)脅迫行為、(2)不正競争防止法違反行為、(3)威力業務妨害行為を認定した。

弁護人が事実誤認等を理由として控訴した。

(判旨)

原判決の上記認定に不合理な誤りはなく、是認できるから、控訴を棄却する。

参照条文等:刑法 222 条、234 条、不正競争防止法 21 条

## 【20】東京高判令和 4 年 11 月 18 日 裁判所 HP

令和 4 年(う)第 618 号 詐欺被告事件(控訴棄却)

[https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/567/091567\\_hanrei.pdf](https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/567/091567_hanrei.pdf)

(事案)

磁気治療器の販売会社(以下「A」という。)の代表取締役会長であった被告人が、真実は、資金繰りがひっ迫しており、元本を確実に返済し、かつ、配当金の支払を継続できる見込みがないのに、同社の業績が好調で財務基盤も安定しているように装った上、家庭用磁気治療器(「本件商品」)の業務提供誘引販売取引契約を締結して契約代金を支払えば、同契約代金の年利相当分を支払うとともに、同契約をいつでも解約できる旨を言い、顧客らをその旨誤信させ、顧客 12 名から計約 8000 万円、顧客 11 名から約計 8500 万円の交付を受け、詐欺罪で起訴された。

第 1 審判決は、被告人を懲役 8 年(求刑懲役 10 年)に処した。弁護人が 事実誤認、量刑不当により控訴した。

(判旨)

弁護人は、A が顧客に支払った金銭は配当ではなく事業手当であって、投資取引ではなく、被告人は事業が回復すると考えていたから、欺罔の事実ないし故意がなく、詐欺罪は成立しないと主張する。しかし、本件取引は、A が顧客に対し、年利と、解約時の代金の全額返還を確約するものであるから、事実誤認はなく、詐欺罪は成立する。

被告人は、A の経営ひっ迫状態を社員に知らせずに営業させ、本件犯行は被告人の指示によるものでその責任を一手に担うのは当然である。A は平成 28 年、29 年に消費者庁から 2 度の行政処分を受けたから、遅くともその時点で顧客の被害拡大を食い止めるべきであったのに、顧客の財産をないがしろにしてでも A の延命を図るために本件犯行に及んだといえ、強い非難が妥当する。被害額は高額であり、その大部分は返還されておらず、被害者らの処罰感情は厳しい。よって、原判決の量刑判断に不合理な点はない。

参照条文等:刑法 246 条

## 【21】横浜地判令和 3 年 11 月 9 日 判例時報 2532 号 82 頁

平成 30 年(わ)第 2033 号 殺人、殺人予備被告事件(有罪(控訴))

看護師であった被告人が入院患者 3 名に消毒液を投与して殺害した殺人事件について、被告人の責任能力が争われ、責任能力に関しては、起訴前に D1 医師の精神鑑定、起訴後に D2 医師の精神鑑定(裁判員法 50 条)及び臨床心理士等の資格を有する大学教授 D3 による情状鑑定が行われた。

本判決は、被告人が自閉スペクトラム症に該当するかについて、これを否定する D2 鑑定を採用し(但し、自閉スペクトラム症の特性は有していたと認定している)、統合失調症の発症について、これを否定する D1 鑑定を採用した

上で、被告人は自身の犯行が発覚しないように注意して各犯行に及んでいることを指摘して、完全責任能力が認められるとした。他方で、自閉スペクトラム症の特性を有するゆえに看護師としての資質に恵まれておらず、自らも適性がないことを自覚していたこと、聞かされていたものとは異なる勤務先病院の業務内容などに起因してうつ状態となり退職を考えながらも決断がつかず仕事を続けたこと、そして、ストレスから視野狭窄的心境に陥り一時的な不安軽減を求めて担当する患者を消し去るほかないという短絡的発想に至り犯罪を繰り返したという動機の形成過程には、被告人の努力ではいかんともし難い事情が強く影響しているという汲むべき事情もあることなどから、死刑を科することがやむを得ないとまではいえないとして無期懲役刑に処した。

参照条文等:刑法 39 条、199 条、201 条

## 【22】最一判令和 4 年 12 月 8 日 裁判所 HP

令和 4 年(行ヒ)第 92 号 公有水面埋立承認取消処分取消裁決の取消請求事件(上告棄却)

[https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/585/091585\\_hanrei.pdf](https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/585/091585_hanrei.pdf)

辺野古埋立問題をめぐり一連の係争案件の一つである。

行政不服審査法及び地方自治法の規定やその趣旨等に加え、法定受託事務に係る都道府県知事その他の都道府県の執行機関の処分についての審査請求に関し、これらの法律に当該都道府県が審査庁の裁決の適法性を争うことができる旨の規定が置かれていないことも併せ考慮すると、これらの法律は、当該処分の相手方の権利利益の簡易迅速かつ実効的な救済を図るとともに、当該事務の適正な処理を確保するため、原処分をした執行機関の所属する行政主体である都道府県が 抗告訴訟により審査庁の裁決の適法性を争うことを認めていないものと解すべきであるから、地方自治法 255 条の 2 第 1 項 1 号の規定による審査請求に対する裁決について、原処分をした執行機関の所属する行政主体である都道府県は、取消訴訟を提起する適格を有しないと判断された。

参照条文等:地方自治法 255 条の 2 第 1 項 1 号

(公法)

## 【23】最三判令和 4 年 12 月 13 日 裁判所 HP

令和 3 年(行ヒ)第 120 号 処分取消等請求事件(破棄自判)

[https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/604/091604\\_hanrei.pdf](https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/604/091604_hanrei.pdf)

健康保険組合が被保険者に対して行う、その親族等が被扶養者に該当しない旨の通知は、健康保険法(平成 26 年法律第 69 号改正前)189 条 1 項所定の被保険者の資格に関する処分に該当するとして、処分性を否定した原判決を破棄した事案。

被保険者の親族等の要扶養者該当性は、被保険者及びその判断の対象となった親族等の法律上の地位を規律するものとして行政手続における早期確定が予定されていること等を理由に処分性を肯定したが、結論は審査請求期間徒過による不適法却下とした。

参照条文等:健康保険法 189 条 1 項

## 【24】福岡高判令和 3 年 10 月 15 日 判例タイムズ 1501 号 84 頁

令和 3 年(行コ)第 19 号 退職手当支給制限処分取消等請求控訴事件(変更、確定)

昭和 58 年から A 市の地方公務員であった X は、平成 28 年 12 月に勤務先から自動車を運転して帰宅する際に、500ml の缶チューハイ(アルコール度 9%)を購入しこれを全て飲み、約 700m 走行したところで酒気帯び運転(呼気 1l 当たり 0.35mg)で検挙され、同 29 年 3 月に懲戒免職処分を受け、同年 4 月に退職手当等(1770 万円弱)の不支給処分を受けた。X は懲戒免職処分は争わなかったが、不支給処分については裁量権の逸脱濫用であり違法であるとして取消しを求め、退職手当の支払を求めた。

本判決は、X は交通安全に対し責任を負う部署の管理職にあり、非違行為が悪質で動機に酌量の余地はないなど

の事情はあるものの、34年間懲戒処分を受けることなく勤務しており、酒気帯び運転の距離は比較的短く事故も発生させていない、当日に総務課長に報告するなど速やかに必要な対応をしたこと等からすれば長年の貢献が無くなったとまではいえないとし、退職手当は賃金の後払いや退職後の生活保障の性格も有しており、Xの年齢(57歳)から再就職が容易でないと考えられることを考慮すると退職金全額の不支給によるXの生活への影響は大きいとし、不支給処分は社会通念上著しく妥当性を欠き裁量権の範囲を逸脱又は濫用したものであるとして取消しを認めしたが、処分行政庁は条例に定める諸事情を勘案して退職手当の一部の不支給等の新たな支給制限処分をすることが可能であるとして支払の請求は棄却した。

参照条文等:地方公務員法 29 条 1 項、国家公務員退職手当法 12 条 1 項

#### 【25】東京地判令和 3 年 3 月 26 日 判例時報 2532 号 46 頁

##### 令和 2 年(ワ)第 4328 号 損害賠償請求事件(棄却(控訴))

A 所有の非木造家屋(複合構造家屋)について、Y 市の市長が課してきた固定資産税に過納付が生じているとして、A を相続した X が国家賠償法 1 条 1 項に基づき、過納金相当額等の損害賠償を求めた事案。

本判決は、固定資産税の賦課処分の客観的違法性の判断基準を示し、違法性判断については職務基準説が妥当するとした上で、Y 市長の登記簿表題部方式に従った登録価格の決定は客観的に違法であったとしても、登録価格が合理性を否定し難い他の方法により是正されたときの価格を上回らない場合には、職務上の注意義務に違背して納税者に損害を加えたとは言えず、市長において積極的に登録価格を改めない結果となる取扱いがされたとしても、違法とはいえないとし、本件の登記簿表題部方式に従った登録価格は低層階方式により是正されたときの価格を上回らないため、市長は職務上の注意義務に違反したとはいえないとして、請求を棄却した。

参照条文等:国家賠償法 1 条 1 項

#### 【26】京都地判令和 3 年 4 月 16 日 判例時報 2532 号 33 頁

##### 令和 1 年(行ウ)第 12 号 児童扶養手当支給停止処分取消請求事件(棄却(控訴))

身体障害者である X は、ひとり親として 4 名の子を養育しているところ、障害基礎年金を受給したことを理由に、児童扶養手当施行令(令和 2 年政令第 318 号改正前)6 条の 4 の定めにより、障害基礎年金の子加算部分だけでなく、本体部分についても供給調整の対象として児童扶養手当の支給を停止する旨を定めた規定(本件供給調整規定)が適用され、児童扶養手当の支給が停止されたことから、Y(京都府)に対し、本件供給調整規定は、(1)児童扶養手当法 13 条の 2 第 2 項の委任の範囲を逸脱して違法であり無効である、(2)憲法 14 条、25 条及び国際人権規約に反して無効であるとして、児童扶養手当のうち障害基礎年金の子加算部分に相当する部分を除く部分の支給停止処分の取消しを求めた。

本判決は、(1)について、児童扶養手当と障害基礎年金は稼働能力の低下等に対する所得補償の趣旨において基本的に同一であり、供給調整を行うことに合理性がないとはいえないとし、(2)について、併給調整規定による調整の方法や内容は合理性を欠くとはいえないし、不当にひとり親世帯を差別するものとはいえない等として、請求を棄却した。

参照条文等:児童扶養手当法(令和 2 年法律第 40 号改正前)13 条の 2 第 2 項、児童扶養手当施行令(令和 2 年政令第 318 号改正前)6 条の 4、6 条の 3

#### (社会法)

#### 【27】大阪地判令和 3 年 11 月 29 日 判例時報 2533 号 38 頁

##### 令和 1 年(ワ)第 5743 号 地位確認等請求事件(棄却(控訴))

本件は、大手電機メーカー C1 グループの子会社 Y の従業員であり、C1 の子会社 C2 に出向中の X が配転命令の拒否を理由に懲戒解雇されたことについて、X が Y に対し、解雇が無効であるとして労働契約上の地位を有する

この確認、懲戒解雇後の賃金及び賞与等の支払を求めるとともに多数の従業員の面前で懲戒解雇通知書を読み上げられたことが不法行為に当たるとして慰謝料を求めた事案である。

本判決は、C1 の経営状況に照らせば事業場の集約も経営改善の方策の一つであり、閉鎖する事業場の選定に不自然不合理な事情は見受けられない等から本件配転命令には業務上の必要性があったといえ、閉鎖する事業場の従業員で退職を選択しない者は全員、別の事業場に配転する方針であったから配転命令に不当な動機目的はないとし、Y が、X が訴訟で提出した医師の意見書・診断書(母親の介護、長男の持病)の内容を認識していないのは、配転に応じることができない理由を聴取する機会を Y が設けようとしたにもかかわらず、X が自らその機会を放棄したことによるものであるから、Y が配転命令を発出した時点において認識していた事情を基に判断することが相当であるとした上で、X が訴訟において提出した資料を踏まえても、本件配転命令につき通常甘受すべき程度を著しく超える不利益があるということとはできないとして配転命令は有効であり、信義則に反するということとはできないとし、企業として配転命令に応じないという事態を放置することはできないことから、本件懲戒解雇は合理性があり社会通念上相当といえ、懲戒権の濫用に当たるとはできないとして懲戒解雇を有効とし、X の請求を棄却した。

なお、Y に従業員の面前で解雇通知書を読み上げた事実は認められないとした。

参照条文等:労働契約法 3 条、15 条、民法 709 条

#### (紹介済み判例)

最二決令和 2 年 8 月 24 日 判例タイムズ 1501 号 79 頁

平成 30 年(あ)第 728 号 殺人被告事件(上告棄却)

→法務速報 233 号 19 番にて紹介済み

[https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/649/089649\\_hanrei.pdf](https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/649/089649_hanrei.pdf)

最一決令和 3 年 5 月 12 日 判例時報 2533 号 63 頁

令和 2 年(あ)第 343 号 準強姦被告事件(上告棄却)

→法務速報 241 号 21 番にて紹介済み

[https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/293/090293\\_hanrei.pdf](https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/293/090293_hanrei.pdf)

最一判令和 4 年 1 月 20 日 判例時報 2534 号 107 頁

令和 2 年(あ)第 457 号 不正指令電磁的記録保管被告事件(破棄自判)

→法務速報 250 号 15 番にて紹介済み

最二判令和 4 年 1 月 28 日 判例時報 2533 号 5 頁

令和 2 年(受)第 1765 号 離婚等請求本訴、同反訴事件(一部破棄自判、一部棄却、一部却下)

→法務速報 250 号 1 番にて紹介済み

[https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/885/090885\\_hanrei.pdf](https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/885/090885_hanrei.pdf)

最二判令和 4 年 3 月 18 日 判例時報 2532 号 5 頁

令和 3 年(行ヒ)第 171 号 山形大学不当労働行為救済命令取消請求事件(破棄差戻)

→法務速報 251 号 25 番にて紹介済み

最三判令和 4 年 3 月 22 日 判例時報 2532 号 30 頁

令和 3 年(行ヒ)第 62 号 不動産取得税賦課処分取消請求事件(上告棄却)

→法務速報 252 号 16 番にて紹介済み

最一判令和 4 年 3 月 24 日 判例タイムズ 1501 号 73 頁

令和 2 年(受)第 1198 号 損害賠償請求事件(破棄自判)

→法務速報 252 号 2 番にて紹介済み

[https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/048/091048\\_hanrei.pdf](https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/048/091048_hanrei.pdf)

最三判令和 4 年 4 月 12 日 判例時報 2534 号 66 頁

令和 3 年(受)第 919 号 共有持分権確認請求事件(破棄差戻)

→法務速報 252 号 13 番にて紹介済み

最三判令和 4 年 4 月 19 日 判例時報 2533 号 8 頁

令和 2 年(行ヒ)第 283 号 相続税更正処分等取消請求事件(上告棄却)

→法務速報 252 号 17 番にて紹介済み

[https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/105/091105\\_hanrei.pdf](https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/105/091105_hanrei.pdf)

最一判令和 4 年 4 月 21 日 判例タイムズ 1501 号 64 頁

令和 2 年(行ヒ)第 303 号 法人税更正処分等取消請求事件(上告棄却)

→法務速報 253 号 13 番にて紹介済み

[https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/112/091112\\_hanrei.pdf](https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/112/091112_hanrei.pdf)

最大判令和 4 年 5 月 25 日 判例タイムズ 1501 号 52 頁

令和 2 年(行ツ)第 255 号、令和 2 年(行ヒ)第 290 号、令和 2 年(行ヒ)第 291 号、令和 2 年(行ヒ)第 292 号  
在外日本人国民審査権確認等、国家賠償請求上告、同附带上告事件(一部破棄自判、一部上告棄却)

→法務速報 254 号 19 番にて紹介済み

[https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/190/091190\\_hanrei.pdf](https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/190/091190_hanrei.pdf)

## 2. 令和 4 年(2022 年)12 月 19 日までに成立した、もしくは公布された法律

種類 提出回次 番号  
法律名及び概要

・衆法 210 12

離島振興法の一部を改正する法律

・・・離島振興法の有効期限を 10 年延長すること、都道府県の責務、医療・介護サービス、交通等の分野での施策を定めた法律。

・衆法 210 15

特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第 IX 因子製剤による C 型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法の一部を改正する法律

・・・特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第 IX 因子製剤による C 型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法に基づく給付金の請求期限を 20 年に延長すること、C 型肝炎ウイルスにより劇症肝炎に罹(り)患して死亡した者に係る給付金の額を引き上げること等を定めた法律。

・衆法 210 16

**令和 4 年度出産・子育て応援給付金に係る差押禁止等に関する法律**

…令和 4 年度出産・子育て応援給付金について、差押えを禁止すること等を定めた法律。

・衆法 210 17

**地方自治法の一部を改正する法律**

…地方公共団体の議会の議員の請負の定義の明確化及び議員個人による請負に関する規制の緩和、災害等の場合の地方公共団体の議会の開会の日の変更に関する事項を定めた法律。

・閣法 210 3

**裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律**

…一般の政府職員の給与改定に伴い、裁判官の報酬月額を改定を行うことを定めた法律。

・閣法 210 4

**検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律**

…一般の政府職員の給与改定に伴い、検察官の俸給月額を改定を行うことを定めた法律。

・閣法 210 5

**感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律**

…新型コロナウイルス感染症への対応として、国及び都道府県並びに関係機関の連携協力による病床、外来医療及び医療人材並びに感染症対策物資の確保の強化、保健所等における検査等のための必要な体制の整備、機動的なワクチン接種の実施、等の措置を定めた法律。

・閣法 210 9

**民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律**

…民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用した公共施設等の対象の拡大、株式会社民間資金等活用事業推進機構の業務への民間支援業務の追加、同機構が保有する株式等の処分に係る期限の延長等を定めた法律。

・閣法 210 12

**民法等の一部を改正する法律**

…嫡出の推定が及ぶ範囲の見直し、これに伴う女性に係る再婚禁止期間の廃止、嫡出否認をすることができる者の範囲の拡大、出訴期間の伸長、事実を反する認知についてその効力を争うことができる期間の設置等を定め、親権者の懲戒権に係る規定を削除した法律。

・閣法 210 15

**公職選挙法の一部を改正する法律**

…衆議院議員選挙区画定審議会が行った衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定案についての勧告を受けて衆議院小選挙区選出議員の選挙区を改定し、衆議院比例代表選出議員の各選挙区において選挙すべき議員の数を改めることを定めた法律。

・閣法 210 16

国際的な不正資金等の移動等に対処するための国際連合安全保障理事会決議第 1267 号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法等の一部を改正する法律

…大量破壊兵器関連計画等関係者を財産の凍結等の対象として追加し、電子決済手段に関する取引を資本取引規制の対象とし、暗号資産交換業者に暗号資産の移転に係る通知義務を課すこと等を定めた法律。

・閣法 210 17

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律

…地域における障害者からの相談支援体制の拡充、就労選択支援の創設、週所定労働時間が特に短い特定の障害者を雇用した場合の雇用率算定における特例の創設、入院者訪問支援事業の創設等による精神障害者の権利擁護の推進等について定めた法律。

・閣法 210 18

消費者契約法及び独立行政法人国民生活センター法の一部を改正する法律

…消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示を取り消すことができる範囲の拡大、取消権の行使期間の伸長、独立行政法人国民生活センターの業務として適格消費者団体が行う差止請求関係業務のために必要な援助を行う業務の追加等を定めた法律。

・閣法 210 19

地方交付税法の一部を改正する法律

…地方財政の状況等に鑑み、令和 4 年度に限り臨時経済対策費を設けることを定めた法律。

・閣法 210 20

国立研究開発法人情報通信研究機構法及び電波法の一部を改正する法律

…国立研究開発法人情報通信研究機構について、情報の電磁的流通及び電波の利用に関する技術の研究及び開発に関する業務等のうち一定の要件を満たすものに要する費用に充てるための基金を設けること等を定めた法律。

・閣法 210 21

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法の一部を改正する法律

…独立行政法人大学改革支援・学位授与機構について、文部科学大臣が定める基本指針に基づき大学及び高等専門学校等の学部等の設置その他組織の変更に関する助成金を交付する業務を追加し、当該業務に要する費用に充てるための基金を設けることを定めた法律。

・閣法 210 22

法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律

…法人等による不当な寄附の勧誘の禁止、当該不当な寄附の勧誘を行う法人等に対する行政上の措置、寄附の意思表示の取消しの範囲の拡大等を定めた法律。

### 3. 12月の主な発刊書籍一覧(私法部門)

著者 出版社 頁数 定価(税込)

書籍名

★は後記に解説あり

平田 厚／著 第一法規 315 頁 3,850 円

面会交流実施要領から理解する面会交流の条件・条項 弁護士として依頼人の希望を叶える★

山川一陽 岩志和一郎 山崎雄一郎 松嶋隆弘／編著 青林書院 353 頁 5,390 円

実務から見た遺産分割と遺言・遺留分

犬塚 浩／編著 高岡信男 岩島秀樹 竹下慎一 宮田義晃／著 青林書院 320 頁 4,730 円

リフォーム工事の法律相談〔改訂版〕

星野雅紀／著 河野清孝 野上康雄 鈴木龍介 佐々木摩弥子／監修 司法協会 196 頁 1,980 円

すぐに役立つ 調停等の条項例集 家事編

山田知司／編著 新日本法規 438 頁 5,720 円

ケース別 遺言書作成のポイントとモデル文例

#### 4. 12月の主な発刊書籍一覧(公法・その他部門)

著者 出版社 頁数 定価(税込)

書籍名

★は後記に解説あり

工藤寛太 横山和之 山本慎介／共編 新日本法規 299 頁 4,950 円

不動産取引のための水害リスクをめぐる法律問題 Q&A と紛争事例解説★

岩出 誠／編集代表 ロア・ユナイテッド法律事務所／編 青林書院 366 頁 5,390 円

労災の法律相談〔改訂版〕

鈴木 満／監修 神奈川県弁護士会独占禁止法研究会／編著 第一法規 447 頁 4,620 円

弁護士のための下請取引規制法の実務～業種別 Q&A でつかむ下請法・建設業法のポイント～

大江弘之 鈴木孝昭／編著 青木聡史 伊藤寛之 河瀬 季 橋本昌直 柳下彰彦／執筆 第一法規 407 頁  
4,070 円

弁護士のための医療法務 実践編～大切なことは医療倫理にあり～

本柳祐介／著 商事法務 347 頁 4,400 円

金融商品取引業のコンプライアンス Q&A

弁護士法人かなめ／著 中央経済社 135 頁 2,420 円

管理者・施設長に教えた い 介護事業所の現場法務

## 5. 発刊書籍＜解説＞

### 「面会交流実施要領から理解する面会交流の条件・条項 弁護士として依頼人の希望を叶える」

審判・裁判例における面会交流実施要領に注目して、面会交流に付する条件等が解説されているところが特長である。面会交流の詳細な条項について、どのような背景から定められたのか分析されている。実務に活かしやすい本である。

### 「不動産取引のための水害リスクをめぐる法律問題 Q&A と紛争事例解説」

水害に特化して、弁護士、一級建築士、公認会計士、税理士が専門的見地から具体的事例を挙げて解説している。昨今は、集中豪雨等による浸水被害が都市部でも発生するようになり、災害時の不動産問題について、相談を受ける機会も増えていることから、有益な本である。

(C) Copyright 公益財団法人 日弁連法務研究財団 掲載記事の無断転載を禁じます。